

資料編

1 子ども・子育て会議開催状況

年 月 日	協議内容（関係分）
2018年12月4日（火）	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画の策定について
2019年3月20日（水）	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果（速報）について
2019年7月9日（火）	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果の報告について
2019年11月15日（金）	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2020年3月2日（月）	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 伊達市子ども・子育て会議

(1) 伊達市子ども・子育て会議条例

伊達市子ども・子育て会議条例

平成27年12月11日

条例第32号

改正 平成28年3月16日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊達市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、子ども・子育て会議の職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)
- 3 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則 (平成28年3月16日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	推薦団体	シメイ 氏名	職
会長	保育所(保育関係)	オオコシ イクオ 大越 郁夫	伊達保育所長
副会長	伊達商工会議所	ナカムラ ケンゾウ 中村 健蔵	伊達商工会議所専務理事
委員	伊達市民生委員児童委員協議会	ナルミ マリヨ 鳴海 摩里子	主任児童委員
委員	室蘭公共職業安定所	トミタ ミノル 富田 稔	室蘭公共職業安定所伊達分室主任
委員	幼稚園(教育関係)	キザワ カズヒロ 鬼澤 和裕	学校法人伊達育英学園事務長
委員	伊達市校長会	タテバナ カズミ 立花 和実	伊達市校長会事務局長
委員	伊達市PTA連合会	イケダ シゲキ 池田 茂樹	伊達市PTA連合会副会長
委員	伊達肢体不自由児者父母の会	ホシ カオリ 星 香里	
委員	連合北海道伊達地区連合会	イトウ ダイスケ 伊藤 大輔	連合北海道伊達地区連合会事務局長
委員	公募(人材バンク)	イワハナ ユキヨ 岩花 幸子	